

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第5号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県医療関係法令の規定に基づく申請書等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県医療関係法令の規定に基づく申請書等に関する規則(昭和24年新潟県規則第112号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)<u>(保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る部分を除く。次号及び第9号において同じ。)</u></p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)<u>(診療放射線技師養成所に係る部分を除く。次号及び第17号において同じ。)</u></p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)<u>(理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設に係る部分を除く。次号及び第26号において同じ。)</u></p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)<u>(視能訓練士養成所に係る部分を除く。次号及び第29号において同じ。)</u></p> <p>(28)～(32) (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)</p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)</p> <p>(28)～(32) (略)</p>

(新潟県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県製菓衛生師法施行細則(昭和42年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類<u>(製菓衛生師養成施設に係るものを除く。)</u>はすべて申請者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、住所地が県外の者にあつては直接知事に提出しなければならない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第11条 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添え</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類はすべて申請者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、住所地が県外の者にあつては直接知事に提出しなければならない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第11条 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添え</p>

<p>て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>知事</u>の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第3条 消費生活協同組合法施行細則（昭和49年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第2条 新潟県知事の所管に属する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、次に掲げる場合は、速やかにその旨を文書により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>設立、解散、合併又は清算終了の登記を完了したとき。</u></p> <p>(2) <u>事業を休止しようとするとき又は設立の日から1年以上事業を行う見込みのないとき。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定があつたとき。</u></p> <p>(4) <u>法第33条第1項又は法第35条第2項（法第47条第6項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他知事が必要と認める場合</u></p> <p>(総会に関する届出)</p> <p>第3条 組合は、<u>総会又は総代会が終了したときは、速やかにその議事録及び議案を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 新潟県知事の所管に属する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、次に掲げる場合は、速やかにその旨を文書により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 設立、解散、合併又は<u>移転</u>の登記を<u>した</u>とき。</p> <p>(2) 事業を<u>休止した</u>とき又は設立の日から1年以上事業を行う見込みのないとき。</p> <p>(3) <u>事業の一部を停止したとき。</u></p> <p>(4) <u>訴訟の当事者になつたとき。</u></p> <p>(5) 破産手続開始の決定があつたとき。</p> <p>(6) 法第33条第1項又は法第35条第2項の規定による請求があつたとき。</p> <p>(7) <u>総会を開催したとき。</u></p> <p>(事業計画等の届出)</p> <p>第3条 組合は、<u>毎事業年度当初にその年度に係る事業計画及びこれに伴う収支予算を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(事業報告)</p>

第4条 削除

第7条 (略)

(共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認申請)

第7条の2 法第50条の4ただし書の規定による承認の申請は、別記第5号様式の2の申請書によりしなければならない。

第7条の3 (略)

(資産運用の方法等の承認申請)

第7条の4 法第50条の14ただし書の規定による承認の申請は、別記第5号様式の3の申請書によりなければならない。

第13条 (略)

別記

第1号様式 (第5条関係)

(略)

代表理事 氏 名 回
消費生活協同組合員外利用許可申請書

(略)

第2号様式 (第6条関係)

(略)

代表理事 氏 名 回
消費生活協同組合定款変更認可申請書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 回
消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書

第4条 組合は、通常総会又はこれにかわるべき臨時総会終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、事業の状況を知事に報告しなければならない。

(1) 財産目録

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 余剰金処分又は欠損金処理について記載した書面

第7条 (略)

第7条の2 (略)

(書類の提出)

第13条 地域又は職域が、都道府県の区域を越える消費生活協同組合連合会及び消費生活協同組合が主務大臣に提出する書類は、知事を経由しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類は、正副3通とする。

第14条 (略)

別記

第1号様式 (第5条関係)

(略)

理事長 氏 名 回
消費生活協同組合員外利用許可申請書

(略)

第2号様式 (第6条関係)

(略)

理事長 氏 名 回
消費生活協同組合定款変更認可申請書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 回
消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書

(略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書
(略)

第5号様式 (第7条関係)

(略)

代表理事 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書
(略)

第5号様式の2 (第7条の2関係)

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所

組合の名称

代表理事 氏 名 ㊟

共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等に関する承認申請書

消費生活協同組合の共済事業に係る経理の他の経理への資金運用(共済事業に係る経理に属する資産の担保提供)の承認を受けたいので、消費生活協同組合法第50条の4ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 共済事業規約
- 4 最終の決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- 5 当該資金を必要とする事業に係る事業計画書及び収支予算
- 6 当該資金の償還計画書

第5号様式の3 (第7条の4関係)

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所

組合の名称

代表理事 氏 名 ㊟

資産運用の方法に関する承認申請書

消費生活協同組合の資産運用の方法の承認を受けたいので、消費生活協同組合法第50条の14ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 資産運用に関する規程

(略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書
(略)

第5号様式 (第7条関係)

(略)

理事長 氏 名 ㊟
消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書
(略)

<p>3 資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類</p> <p>第7号様式（第9条関係） （略） 代表理事 氏 名 印 消費生活協同組合解散認可申請書 （略）</p> <p>第8号様式（第10条関係） （略） (2) 吸収合併の場合 （略） 代表理事 氏 名 印 消費生活協同組合合併認可申請書 （略）</p>	<p>第7号様式（第9条関係） （略） 理事長 氏 名 印 消費生活協同組合解散認可申請書 （略）</p> <p>第8号様式（第10条関係） （略） (2) 吸収合併の場合 （略） 理事長 氏 名 印 消費生活協同組合合併認可申請書 （略）</p>
--	--

（新潟県調理師法施行細則の一部改正）

第4条 新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類（<u>調理師養成施設に係るものを除く。</u>）は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者にあつては、直接知事に提出するものとする。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者にあつては、直接知事に提出するものとする。</p>

（新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、政令又は省令の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類（<u>臨床検査技師養成所に係るものを除く。</u>）は、正副2通（臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する申請書その他の書類を提出する場合は、正本1通）とし、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法、政令又は省令の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、正副2通（臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する申請書その他の書類を提出する場合は、正本1通）とし、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>

（新潟県歯科技工士法施行細則の一部改正）

第6条 新潟県歯科技工士法施行細則（平成13年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法第6条第3項、政令第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項並びに省令第10条の規定により知事に提出する届出書、申請書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第2条 法第7条第3項、政令第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項並びに省令第10条の規定により知事に提出する届出書、申請書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。